

穴水町監査委員条例〔昭和39年4月1日〕  
条例第10号

改正 昭和39年7月2日 条例第36号 昭和56年3月18日 条例第2号  
平成3年12月18日 条例第25号 平成4年12月19日 条例第33号  
平成6年3月25日 条例第8号 平成10年6月22日 条例第18号  
平成12年3月17日 条例第8号

(趣旨)

第1条 監査委員の定数及び職務執行に関しては、法令に規定するもののほか、この条例の定めるところによる。

(定数)

第2条 本町の監査委員の定数は、2人とする。

(定例監査期日及び通知)

第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第199条第4項の監査は、毎年10月に行う。

2 監査委員は、前項の監査期日前少なくとも10日までに、その期日を監査の対象となる町長その他の機関に通知しなければならない。

(臨時監査の期日の通知)

第4条 監査委員は法第199条第5項、同条第6項又は第235条の2第2項の規定による監査(普通地方公共団体の長の要求がある場合を除く。)を行おうとするときは、監査期日前少なくとも5日までにその期日を監査の対象となる町長その他の機関又は町が補助金、交付金、負担金、貸付金その他の財政的援助を与えているものに通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、この限りでない。

(特別監査の着手)

第5条 法第75条第1項及び第242条第1項の規定による監査の請求を受理し又は法第98条第2項、第199条第6項、同条第7項、第235条の2第2項及び第243条の2第3項の規定による監査、又は検査の要求又は請求があつた場合には、監査委員は7日以内に監査又は審査に着手しなければならない。ただし、特にやむをえない事由がある場合にはこの限りでない。

(決算等の審査の期限)

第6条 法第233条第2項の規定による決算及び証書類等の審査、法第241条第5

項の規定による基金の運用状況を示す書類の審査についての意見は審査に付せられた日から30日以内にこれを町長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合においては、この限りでない。

(例月出納検査の期日)

第7条 法第235条の2第1項の規定による出納の検査の例日は、毎月25日とする。ただし、その日が町の休日に当たるときは、これを繰り下げる。

(監査又は検査の結果)

第8条 法第199条第4項の規定による監査の結果の報告及び公表は監査の終了した日から30日以内に、他の監査又は検査の報告又は公表は監査又は検査の終了した日から40日以内に行うものとする。ただし、やむを得ない事由がある場合においては、この限りでない。

2 法第199条第12項後段の規定による通知に係る事項の公表は、当該通知を受けた後、速やかに行うものとする。

(公表)

第9条 前条の公表は穴水町公告式条例(昭和29年穴水町条例第1号)の定めるところによりこれを行う。

附 則

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則(昭和39年7月2日条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和56年3月18日条例第2号)

この条例は、公布の日からから施行する。

附 則(平成3年12月18日条例第25号)

この条例は、公布の日からから施行する。

附 則(平成4年12月19日条例第33号)

この条例は、公布の日からから施行する。

附 則(平成6年3月25日条例第8号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成10年6月22日条例第18号)

この条例は、公布の日からから施行する。

附 則（平成12年3月17日条例第8号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。